韓国における犯罪被害者支援の動向

趙　均錫

Ⅰ　犯罪被害者支援の沿革
Ⅱ　犯罪の現状と犯罪被害者の実態
1　犯罪の現状
2　犯罪被害者の実態
Ⅲ　基本法としての犯罪被害者保護法
Ⅳ　経済的支援
1　犯罪被害者救助金
2　その他の制度
Ⅴ　刑事手続における犯罪被害者の保護
1　捜査手続
2　裁判手続
3　矯正・保護手続
Ⅵ　民間による犯罪被害者支援―犯罪被害者支援センター
Ⅶ　今後の課題
1　より充実した犯罪被害者基本計画の樹立・施行
2　多様な法的支援方案の模索―刑事手続参加権の強化等
3　犯罪被害者支援センターの支援・育成の強化

Ⅰ　犯罪被害者支援の沿革

犯罪被害者保護・支援（以下、支援と称する）制度として初めて導入された制度は、暴行や傷害致死傷など刑事事件の被害者が犯人に対する刑事裁判の過程で民事的な損害賠償命令を受けることができる賠償命令制度で、一九八一年一月二九日の『訴訟促進等に関する特例法』の制定により導入された。

それから六年後の一九八七年一〇月二九日に憲法が改正され、犯罪被害者の裁判手続陳述権（第二七条第五項。犯罪被害者は法律が定めるところにより当該事件の裁判手続で陳述することができる）と犯罪被害者救助権（第三〇条。他人の犯罪行為によって生命・身体に被害を受けた国民は法律が定めるところにより国から救助を受けることができる）が国民の基本権の一つとして規定されるに至った。憲法に犯罪被害者の権利を規定した国は、韓国以外にはスイスやタイしかないくらい異例なことである。改正された憲法を根拠として、一九八七年一一月二八日に『犯罪被害者救助法』が制定され（アジアの犯罪被害者補償制度としては香港、日本に引き続き三番目）、刑事訴訟法に裁判手続陳述権（意見陳述権）が規定された（第二九四条の二）。

このような憲法精神にもかかわらず、犯罪者の人権保障に重点を置いた刑事司法システム並びに政府と国民の無関心により、上記の制度は十分に活用されることはなかった。一方、一九九〇年代に入ると、一九九一年四月一三日に韓国性暴力相談所が開設されるなど性暴力や家庭内暴力の女性被害者の権利保護のための民間団体の活動が活発になり、一九九二年四月二五日には『韓国被害者学会』（初代会長、閔建植弁護士）が設立されるという学問的な研究活動にも裏打ちされ、性暴力（一九九四年）や家庭内暴力（一九九七年）など個々の犯罪類型の被害者支援のための法律と制度が作られることとなった。しかし、殺人や強盗などの凶悪犯罪や交通犯罪を始めとする一般犯罪の被害者は勿論、犯罪行為に起因する集団災害の被害者に対する支援は殆ど行われてこなかった。

そうしたところ、大邱地方検察庁金泉支庁（趙均錫支庁長）の後援により民間レベルで犯罪被害者を支援する『犯罪被害者支援センター』が設立されたことをきっかけに、犯罪被害者に対する社会的関心が急激に高まり、これによって、法務部・検察・警察がそれぞれ自主的に犯罪被害者支援策を樹立し、司法改革推進委員会も犯罪被害者支援制度の施行を政府に要請するに至った。

その結果、二〇〇五年一二月二三日、『犯罪被害者保護法』が制定され、二〇〇六年三月二四日から施行され

たほか、犯罪被害者支援のための各種制度が新たに導入・整備されている。韓国は正に今、犯罪被害者支援のルネサンスを迎えていると言っても過言ではない（韓国における被害者支援の歴史的経緯については**巻末表3**参照）。

Ⅱ　犯罪の現状と犯罪被害者の実態

1　犯罪の現状

二〇〇六年の総犯罪発生件数は一、八二九、二一一件で、一九七七年の五〇六、五四五件と比べると、三〇年間に三・六倍に増加し、人口一〇万人当りの発生件数では同期間中、一、三九一件から三、七四三件と、二・七倍に増加している。特に、生命・身体・財産に重大な侵害を引き起こす重大犯罪は、殺人二・一倍（五〇六件から一、〇六四件）、強盗三・九倍（一、二一〇件から四、六八四件）、強姦等性犯罪四・二倍（三、二四四件から一三、五七三件）、放火四・九倍（三四三件から一、六八五件）に増加した。近年も殺人・強姦は増加傾向にあり、強盗・窃盗・暴力は僅かに減少したものの、相変らず高い水準を維持している。それほど国民が日常生活において肌で感じる犯罪被害の不安感（fear of crime）は深刻であると言える。

また、犯罪と関わる大規模災害が頻発していることも問題である。最近の事故では、二〇〇三年二月一八日に発生した大邱地下鉄火災があり、世の中を悲観した精神異常者による地下鉄への放火で一九二人の市民が死亡し、一四七人が負傷した。

2　犯罪被害者の実態

二〇〇六年、韓国刑事政策研究院は四八四人（男性二四三人、女性二四一人）の犯罪被害者を対象とした韓国で

最初となるアンケート調査を実施したが、その結果は次の通りである。

(1)　第一次被害

事件直後の犯罪被害者の精神状態は、非常に怒りを感じる（八〇・七％）、不安（七四％）、沈鬱（六八・八％）、精神不安定（六四・三％）の順で、非常に深刻なものであった。被害の種類別にみた被害の深刻度では、精神的被害（六二・一％）、経済的被害（四三％）、身体的被害（四〇・一％）の順となっており、精神的被害が大きいにもかかわらず精神科医やカウンセラーの相談を受けた者は三八％に過ぎなかった。また、被害の種類を問わず、人口動体的属性（性別・教育）、生活環境（結婚・住居・同居）、社会経済（職業・収入・地位）的により低い地位にいる被害者の被害がより深刻であった。

犯罪被害支援サービスが必要でないという回答は二・二％に過ぎず、必要なサービスは相談・対話（五九％）、精神支援・慰労（五三・一％）、警察への申告（四六・二％）、警察からの支援（四一・六％）、家族の世話（三五・三％）、身辺保護（三四・五％）、緊急支援（三〇・四％）、看護・救護（二八・八％）の順であった。

(2)　第二次被害

犯罪被害者は犯罪による直接被害の外に、二次的にも多くの被害、例えば、不眠症・空虚感（八七・七％）、職場（七五・一％）・家族（六四・五％）・近隣（五八・五％）関連の被害、刑事・賠償手続の煩雑さ（五一・四％）、警察（四二・七％）・加害者（二六％）・言論（一一・二％）による被害などに苦しんでいる。

そのうち六四・四％の被害者には支援された経験があり、支援者は犯罪被害者支援センター（三五・二％）、家族・親族（三一・八％）の順であった。支援を受けなかった理由は、自ら解決（三七・一％）以外では、誰に要請

してよいか分からなかった（二七・一％）、誰も手伝ってくれなかった（二一・四％）と回答しており、被害が回復した場合（三二・六％）より、回復することができなかった場合（四四・二％）が多かった。

第二次被害も第一次被害と同様、より低い地位にある被害者の場合に被害が概して深刻だったが、支援はむしろより多く受けていることが明らかとなった。

Ⅲ　基本法としての犯罪被害者保護法

一般的に犯罪被害者には、①公正な待遇を受ける権利、②情報を提供される権利、③被害回復の権利、④意見を述べる権利、⑤支援を受ける権利、⑥再被害から守られる権利、⑦平穏かつ安全に生活する権利などがあると言える。歴史的に見れば、このような犯罪被害者の権利を実現するために、一九六〇年代は経済的支援、一九七〇年代は民間団体の支援が、一九八〇年と一九九〇年代は法的・制度的支援が始まったが、最近では刑事司法的なアプローチから一歩進んで社会福祉的なアプローチが強調されている。

韓国でもこのような国際的な発展に歩調を合わせ、二〇〇五年一二月二三日に犯罪被害者支援のための基本法として五章二七条文から成る『犯罪被害者保護法』を制定した[1]。主な内容を見ると、第一章の総則に、法律の目的、犯罪被害者の定義、国家及び地方自治体・国民の責務を規定し、第二章には、犯罪被害者支援のための基本施策として損害回復、刑事手続参加の保障、私生活の平穏と身辺保護に関して規定している。第三章は、犯罪被害者に対する総合的かつ計画的な支援のために、法務部長官が五年ごとに基本計画を定め、法務部長官及び中央行政機関の長並びに地方自治体の長は年度別施行計画を樹立・施行するように規定している。第四章は、民間の犯罪被害者支援法人に対する国家及び地方自治体の財政的支援に関して規定している。

犯罪被害者保護法の施行後、法務部は二〇〇六年一二月四日に犯罪被害者基本計画（二〇〇七年―二〇一一年）を定め、二〇〇七年六月から中央行政機関・地方自治体・民間機関が共に参加する『犯罪被害者に対する総合（ワン・ストップ）支援体制』を樹立・施行している。

表１　犯罪被害者救助金の支給状況

区分	申請		支給	
	件数	金額（百万ウォン）	件数	金額（百万ウォン）
2002年	83	794	59	564
2003年	87	827	57	517
2004年	128	1,169	74	642
2005年	197	1,821	103	911
2006年	203	1,825	126	1,120
2007年	260	2,449	168	1,604

Ⅳ　経済的支援

1　犯罪被害者救助金

人の生命又は身体を害する犯罪行為によって死亡した者の遺族又は重障害を受けた者は、犯罪被害者救助法に基づき法定の救助金を受けることができる。即ち、被害者は、加害者の不明又は無資力の理由で被害の全部又は一部の賠償を受けることができない時、自分又は他人の刑事事件の捜査又は裁判において告訴、告発等捜査の手がかりの提供、陳述、証言又は資料提出との関係で被害者になった時は救助金を受けることができる。

一方、救助要件を満たしても被害者と加害者が親族関係（事実上の婚姻関係を含む）にある場合、被害者が犯罪行為を誘発し、あるいは犯罪被害の発生につき責めに帰すべき事由がある場合、その他社会通念上救助金の全部又は一部を支給しないことが相当と認められる時は、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。

救助金には遺族救助金と障害救助金の二種類がある。死亡した場合の遺族救助金は一、〇〇〇万ウォン、重障

害の場合の障害救助金は障害等級によって一級六〇〇万ウォン、二級四〇〇万ウォン、三級三〇〇万ウォンとなっている。救助金の金額については、現実問題として余りにも僅かで、大して役に立たないという批判があるため（**表1**）、二〇〇九年からは遺族救助金は五、〇〇〇万ウォンに増額し、障害救助金も一〇等級まで拡大して増額することを検討している。

救助金の申請期間は犯罪被害の発生を知った日から二年又は当該犯罪被害が発生した日から五年であり、救助金の審議及び決定は各地方検察庁に設置された犯罪被害救助審議会で行うことになっている。

2　その他の制度

犯罪被害者救助金以外の経済的支援制度としては、①強力・麻薬犯罪等特定犯罪（特定犯罪申告者等保護法第一四条）又は性売買目的の人身売買等犯罪の申告者（性売買斡旋等行為者の処罰に関する法律第二八条）に対する救助金、②無保険車交通事故及びひき逃げ事故に対する補償金（死亡最高一億ウォン、負傷二、〇〇〇万ウォン、後遺障害一億ウォン、自動車損害賠償保障法第五章）、③名誉ある死傷者補償金（名誉ある死傷者の礼遇に関する法律）、④性暴力・家庭内暴力の被害者に対する医療費支援、⑤一時的な緊急状態で生計維持等が難しくなった性暴力・家庭内暴力・放任・遺棄・虐待行為の被害者に対する緊急支援、⑥韓国法律救助公団による訴訟代理・無料弁護・法律相談等の法律救助制度（法律救助法第二一条の二）などがある。

Ⅴ　刑事手続における犯罪被害者の保護

犯罪被害者は犯罪により被害を受けた者として捜査機関に犯罪者を告訴し（告訴人）、又は被害を申告する地

位（被害申告者）にあるだけでなく、捜査機関が犯罪者を検挙し、又は証拠を収集する過程で参考人になったりする。また、裁判手続においては犯罪被害の主体として意見を述べ、又は犯罪事実の確定及び量刑を決める際に必要な陳述をする証人としての地位を持つ。

被害者はこのような刑事手続上の地位により、捜査や裁判手続で特別な保護を受ける。その内容には、一般的に認められる地位と、特定強力犯罪、性暴力犯罪、家庭内暴力犯罪、特定強力・麻薬犯罪及び犯罪団体関連犯罪、性売買犯罪、青少年性的搾取・虐待犯罪等特別犯罪に限って認められる地位がある（**巻末表 4** 参照）。特に、二〇〇七年六月一日に公布され（二〇〇七年四月三〇日国会通過）、二〇〇八年一月一日から施行された改正刑事訴訟法は、犯罪被害者の保護のため、①信頼関係者の同席（第一六三条の二、第二二三条第三項、第二七六条の二）、②ビデオ等中継装置及び遮蔽設備等の設置による尋問（第一六五条の二）、③被害者通知（第二五九条の二）、④被害者の意見陳述権の強化（第二九四条の二、第二九四条の三）、⑤被害者の記録閲覧・謄写（第二九四条の四）に関する新しい規定を導入したが、ここでは刑事手続上被害者に認められる一般的な制度に関して簡単に言及する。

1　捜査手続

(1)　法令上認められる制度

一般的に犯罪被害者は告訴することができ（刑訴法第二二三条）、告訴・告発事件に関する検事の不起訴処分に対しては高等検察庁に抗告を、大検察庁に再抗告をすることができ（検察庁法第一〇条第一項）、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求することができる（憲法裁判所法第六八条第一項）。

また、すべての犯罪の告訴事件及び公務員の職権濫用（刑法第一二三条）、不法逮捕・監禁（第一二四条）、暴行・苛酷行為（第一二五条）に関する告発事件の不起訴処分に対しては、高等法院に裁定申請（刑訴法第二六〇条

第一項）をすることができる。裁定申請については、従来、公務員の犯罪に限定されていたものが、二〇〇七年六月一日に改正された改正刑事訴訟法によって、全ての犯罪の告訴事件にまで対象が拡大されている。

他に、告訴・告発事件の犯罪被害者には、公訴提起・不起訴など刑事手続に関する通知（刑訴法第二五九条）、記録の閲覧・謄写請求権（検察保存事務規則）、押収物の還付・仮還付権（刑訴法第二一九条、第一三三条第一項、第一三四条）が認められる。

(2) 捜査機関における施策

① 警察

警察は、『犯罪被害者保護規則』（二〇〇四年八月一七日警察庁訓令第四二八号）及び『人権保護のための警察官職務規則』（二〇〇五年一〇月四日警察庁訓令第四六一号）を制定して、犯罪被害者支援のための多くの施策を施行している。

まず、二〇〇五年八月三一日からは、ソウルを含め全国八カ所の地方警察庁で警察病院及び大学病院と連携した『ワン・ストップ被害者支援センター』を設置し、性暴力・学校暴力・家庭内暴力・性売買被害者に対する二四時間体制の医療・相談・捜査・法律支援活動を展開し、心理専門職員を中心とするＣＡＲＥ（Crisis-Intervention, Assistance & Response）チームを組織して、強力犯罪の被害者に対し犯罪発生直後から心理的な支援活動をしている。

また、全国警察庁の人権保護センター内に被害者サポーターを配置して各種支援活動を展開し、最近では犯罪情報管理システムと連携し、事件捜査の進行過程を段階毎に被害者の携帯電話へ自動的に通知している。その他に、警察車輌を改造して作った移動式被害者調査室を稼働させたり、全国の警察署に市民サポーターで構成され

た被害者支援協議会の設置を支援して協力活動を行ったりしている。

② 検察

警察の捜査初期段階ではまだ加害者と被害者の判別が難しい場合もあるが、検察捜査段階になれば被害者性が明確になるため、検察の被害者支援こそ重要な意味を持つ。同時に、公益を代表するという意味でも被害者支援における検察が占める位置と役割は大きいと言える。

検察は、二〇〇四年一〇月一日から自主的な犯罪被害者支援システムを構築し、警察に対する徹底的な指揮を行うと同時に、検察庁毎の民間犯罪被害者支援団体の設立を内容とする『犯罪被害者保護及び支援システム構築方案』を施行している。この方案により、被害者支援課など被害者支援の専門部署を設置するとともに、犯罪被害者通知範囲を拡大し、被害の状況を調査する内部システムを構築した。また、二〇〇六年六月二六日、『人権保護捜査準則』（二〇〇二年一二月一七日法務部訓令第四七四号）を全面改正し、被害者人権保護のための規定を大幅に新設し、二〇〇八年五月一日には『犯罪被害者保護及び支援に関する指針』（大検察庁例規第四三二号）を制定して総合的な犯罪被害者保護を行っている。

この他にも検察は、二〇〇四年一二月から被害者及び児童・女性専用電子調査室を設置し、犯罪被害者に対して映像録画調査（事情聴取）を実施し、二〇〇六年四月一日からは、法令上の根拠はないものの、内部指針によって一部告訴事件に関して犯罪被害者支援センターの和解仲裁部に被害者―加害者の和解仲裁を依頼し、その結果を事件処理に反映する『告訴事件和解仲裁制度』（刑事調停制度）を実施している。[2] 二〇〇七年一月から一二月三一日までの間に全国五六カ所の検察庁から委託された刑事調停件数は七、九六三件で、終決事件中、三、六八〇件において調停が成立し、調停成立率は四六・二％に上る。[3] この制度は、修復的司法の実現という側面で非常に肯定的に評価されている。

2　裁判手続

(1)　犯罪被害者の手続参加権としての意見陳述権（法廷陳述権）

陳述権は犯罪被害者の申請がある場合に法院が証人として当該事件に関し意見を述べる機会を与える制度であるが（刑訴法第二九四条の二）、改正前の制度は排除事由が広範な上、公訴事実の立証とは関係ない量刑のためには被害者に意見陳述の機会を与えようとしない裁判実務のため、その実効性は非常に乏しいものであった。

しかし、改正刑訴法では、陳述権の申請主体が被害者の他に法定代理人まで拡大され（本人の死亡した場合は親族、直系親族又は兄弟姉妹を含む。）、捜査手続で充分に陳述し、改めて陳述する必要がないと認められる場合が排除事由から除かれ、陳述の内容も被害の程度及び結果、被告人の処罰に関する意見その他当該事件に関する意見と明白に規定されるに至った（刑訴法第二九四条の二）。

(2)　証人に対する保護

①　信頼関係者の同席

法院は犯罪被害者を証人尋問する場合に証人の年齢、心身の状態、その他の事情を考慮して証人が著しく不安又は緊張を感じる恐れがあると認めるときは、職権又は被害者・法定代理人・検事の申請により被害者と信頼関係のある者を同席させることができる（刑訴法第一六三条の二第一項）。また、犯罪被害者が一三歳未満であるか、身体又は精神障害のため事物を弁別し、又は意思を決める能力が乏しい場合は、裁判に支障を生ずる恐れがあるなどやむを得ない場合でない限り、被害者と信頼関係のある者を同席させなければならない（刑訴法第一六三条の二第二項）。これは性暴力犯罪や性売買の被害者、高齢者・児童虐待事件の被害者にだけ認められた信頼関係

者の同席が一般犯罪の被害者にまで拡大されたものである。信頼関係者の同席に関する規定は、検事又は司法警察官が犯罪被害者を調査する場合にも準用される（刑訴法第二二一条第三項）。

② ビデオ等中継装置及び遮蔽設備等の設置による尋問

児童福祉法関連犯罪の被害者、青少年の性保護に関する法律で規定した犯罪の対象になる青少年又は被害者、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係、その他の事情によって被告人等と対面して陳述する場合、心理的な負担で精神の平穏を著しく失う恐れがあると認められる者に対しては、ビデオ等中継装置による中継施設を通じて尋問し、又は遮蔽設備等を設置して尋問することができる（刑訴法第一六五条の二）。これは性暴力犯罪の被害者にだけ認められていた制度が一般犯罪の被害者にまで拡大されたものである。

③ 証言の非公開

犯罪被害者を証人尋問する場合、被害者・法定代理人・検事の申請により被害者の私生活の秘密及び身辺保護のため必要と認めるときは、決定で審理を公開しないことができる（刑訴法第二九四条の三第一項）。これについても、従来、性暴力犯罪・家庭内暴力犯罪・性売買の被害者にだけ認められていた制度が一般犯罪にまで拡大されたものである。

⑶ その他の制度

検事は、犯罪被害者又はその法定代理人（被害者が死亡した場合、親族・直系親族・兄弟姉妹を含む）の申請により当該事件の公訴提起の有無、公判の日時・場所、裁判結果、被疑者・被告人の勾留・釈放など拘禁に関する事実等を速かに通知しなければならず（刑訴法第二五九条の二）、訴訟係属中の事件の被害者（死亡し、又は身心に重大な障害のある場合、親族・直系親族・兄弟姉妹を含む）、法定代理人又はこれらから委任を受けた被害者本人の親

族・直系親族・兄弟姉妹・弁護士は、訴訟記録の閲覧又は謄写を申請することができる（刑訴法第二九四条の四第一項）。

(4) 賠償命令と民事上の争いに関する刑事手続上の和解

犯罪被害の損害を回復する制度として、賠償命令と民事上の争いに関する刑事手続上の和解制度が認められている。賠償命令は暴行・傷害致死傷等刑事事件の被害者が犯人に対する刑事裁判の過程で民事的な損害賠償命令まで受けることができる制度で、当初は直接的な物的被害及び治療費のみが賠償の対象とされていたが、二〇〇五年一一月二三日、『訴訟促進等に関する特例法』の改正で賠償命令の範囲が心理的損害（慰謝料）にまで拡大された（特例法第二五条）。

また、特例法の改正により、民事上の争いに関する刑事手続上の和解制度が新たに導入された。この制度は被告人と被害者の間に被告事件に関する民事上の争いに対して合意が成立した場合に、当該刑事被告事件が係属中の法院に対して被告人と被害者が共同で和解の申請ができ、法院がその内容を公判調書に記載したとき、裁判上の和解と同じ効力を持つようにする制度である（特例法第三六条）。

3 矯正・保護手続

加害者の社会復帰や更生のためだけでなく、被害者の被害回復や被害感情の緩和のためにも矯正・保護手続における被害者への配慮は非常に重要であるが、矯正・保護業務は収容者又は保護観察対象者の処遇を通じて加害者と被害者を間接的に結びつけるものであるから、今までは被害者に対する配慮は比較的不足していた。しかし、『犯罪被害者に対する受刑者の刑執行関連情報提供指針』（二〇〇七年三月、法務部矯正局）や『保護観察対象者関

連犯罪被害者支援のための細部推進報告』（二〇〇八年一月、法務部犯罪予防局）により、矯正・保護と関わる情報を被害者に提供し、保護観察所又は矯正機関で仮釈放や仮退院の審査をするときに被害者との和解など加害者と被害者の関係を考慮し、また処遇プログラムの一つとして被害者を視野に入れた処遇を部分的に実施しているに止まる。これからは保護・矯正機関においても犯罪被害者支援により積極的に対応する必要がある。

表 2　犯罪被害者支援センターの運営実績（2007年）（件）

合計	相談	経済・医療支援	和解仲裁	身辺保護	その他
40,115	12,705	2,747	7,912	510	16,241
（100％）	（31.7％）	（6.8％）	（19.7％）	（1.3％）	（40.5％）

Ⅵ　民間による犯罪被害者支援――犯罪被害者支援センター

地域社会が結束し、地域内の犯罪被害者（victim）が安心して被害から回復し、生還者（survivor）として正常な社会活動を営むことができるように支援する民間被害者支援センターが、二〇〇三年九月五日、金泉・亀尾で初めて設立されて以来、二〇〇七年までに全国五六カ所の検察庁所在地で犯罪被害者支援センターが設立され、二〇〇八年九月三日には全国組織の全国犯罪被害者支援連合会が設立され、活発な活動を行っている。

被害者支援センターは、従来の性暴力や家庭内暴力相談所との差別化を図るために、相談活動よりは事件直後の危機介入や医療支援活動に重点を置いている。被害者支援センターの活動を見ると、まず電話・インターネット・直接面接を通じた相談活動を展開しているほか直接支援活動を行っているが、これには事件直後の危機介入、情報提供及び刑事手続等の紹介、法廷等同行サービスなどがある。事件直後の危機介入の例としては、事件現場に出動しての被害者の心情安定、現場清掃や子供の面倒など被害と関連した家事を代行する生活支援、緊急治療が必要な場合の病院手配及び同行サービス、報

復又は再被害の恐れがある場合の安全確認や確保などが挙げられる。その他に、被害者支援センターは、協力病院の指定を通じて医療支援や生活補助金の支給など経済的支援活動をしている。このような個別的な支援活動の他に、犯罪被害者支援体制を充実させ国民に対する理解を広げるための研究・調査活動、教育・研修活動、広報活動も積極的に行っている。最近は、検察と連携して刑事調停の担当機関としての役割も担っている。二〇〇七年一年間、犯罪被害者支援センターの支援件数は四〇、一一五件で、その類型別内訳は**表2**の通りである。

犯罪被害者支援センターの特徴としては、まず、検察庁と直接的な連携を図って活動し、法務部がセンターの管理・監督をしているということを挙げることができる。この点で台湾の被害者支援協会と似ており、警察連携型である日本の被害者支援センターとは異なる。第二に、センターの設立や運営においてボランティアである犯罪予防自願委員（日本の保護司に当たる）と緊密な協力関係を結んでいるという点である。犯罪予防と犯罪被害者支援は車の両輪ともいうべき活動であるが、お互いに独自の活動領域を持って緊密に協力する必要がある。第三に、捜査段階での刑事調停を担当する機構としての役割を果たしているという点を挙げることができる。刑事調停に関しては、被害者支援団体が加害者と被害者の調停を担うのは、その公正さに疑問を差し挟む余地があり、本来の支援活動が萎縮する恐れもあるという批判がある。

Ⅶ　今後の課題

1　より充実した犯罪被害者基本計画の樹立・施行

犯罪被害者支援は刑事政策的アプローチだけでは不足であり、高齢者や障害者など社会的弱者に対する社会福祉政策のような社会福祉的アプローチが必要である。従って、住宅・保健・教育・雇用など多様な福祉支援策が

追求されなければならない。そのためには、より充実した犯罪被害者基本計画の樹立・施行が必要であり、特に地域住民に一番身近な地方自治体の犯罪被害者に関する関心を向上させることが何より重要である。

2　多様な法的支援方案の模索――刑事手続参加権の強化等

刑事訴訟法の改正により、全ての犯罪に対して裁定申請が認められ、二〇〇八年からは国民参加裁判（陪審）が施行されることになったが、犯罪被害者の刑事手続での地位をより強化する必要がある。従って、犯罪被害者が刑事手続において名実共に当事者として自分の権利を主張することができる制度、例えば犯罪被害者や遺族が訴訟当事者として証拠申請・証人尋問・裁判官の忌避・論告求刑・上訴など訴訟行為を直接行うか、少なくとも法廷に当事者として在席して最小限の質問ができる制度などの導入を積極的に検討する必要がある。最近、法務部は犯罪被害者が証人ではなく参加人として裁判に出席し、意見を陳述することができる被害者参加意見陳述制度と証人保護プログラムの導入を検討していることは評価できる。

3　犯罪被害者支援センターの支援・育成の強化

犯罪被害者支援センターが人的・物的・金銭的な面で充実し、『積極的な（アウトリーチングの）被害者支援』や『被害者のニーズに応じた、被害者の目線に合わせた支援活動』を展開するように支援・育成して行く必要がある。また、二〇〇八年九月、全国犯罪被害者支援連合会が設立されたことをきっかけに、国際的な連携活動にもより関心を傾けなければならない。

（1）　現在、法務部は犯罪被害者保護法と犯罪被害者救助法を統合する法律の制定を検討している。

（2）法務部は犯罪被害者法を改正する際に、刑事調停の根拠を法律に定める予定である。

（3）二〇〇八年六月末までの依頼件数は五、六五九件で、前年同期間に比べ二・四倍増加した。

表３　犯罪被害者支援の経緯

年月日	内容	関係機関	備考
1981年１月29日	賠償命令制の導入（訴訟促進等に関する特例法）		
1987年10月29日	憲法改正 （§27⑤裁判手続陳述権、§30犯罪被害者救助権）		
1987年11月28日	犯罪被害者救助法（1988年７月１日　施行）		
1991年４月13日	韓国性暴力相談所の開所		
1992年４月25日	韓国被害者学会の設立		
1994年１月５日	性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律		
1997年12月13日	家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法		
1997年12月31日	家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する特例法		
2000年２月３日	青少年の性保護に関する法律		
2003年９月５日	金泉・亀尾被害者支援センターの設立		
2004年６月７日	警察庁犯罪被害者対策室の設置	警察庁	
2004年９月１日	犯罪被害者保護・支援強化のための総合対策	法務部	
2004年10月１日	犯罪被害者保護及び支援に関する指針	大検察庁	
2004年12月24日	被害者専用調査室の設置、映像録画調査	大検察庁	ソウル南部地検示範実施
2005年２月	犯罪被害者支援センターの全国拡大設立（56カ所）		
2005年12月14日	訴訟促進等に関する特例法の改正 （賠償命令の範囲拡大､刑事和解制も新設）		11月23日国会通過
2005年12月23日	犯罪被害者保護法の制定 （2006年３月24日施行）		12月１日国会通過
2006年４月１日	告訴事件和解・仲裁制度の示範実施	大検察庁	2007年８月全国施行
2006年12月４日	犯罪被害者基本計画（2007－2011）の確定	法務部	
2007年６月１日	刑事訴訟法の改正 （信頼関係者の同席など、被害者保護規定の新設）		2008年１月１日施行
2008年９月３日	全国被害者支援連合会の設立		

表４　刑事手続における犯罪被害者保護規定

法律／内容	規定							改正刑事訴訟法
	旧刑事訴訟法	特強法	性暴力処罰法	家庭内暴力処罰法	申告者保護法	性売買処罰法	その他	
被害者陳述	§294の2			§33②				拡大§294の2
信頼関係者の同席			§22の3			§8	老人福祉法§39の8 児童福祉法§28	§163の2§221
保佐人の指定					§6			
映像物撮影保存			§21の2		§10	§6③		
ビデオ中継方式による尋問			§22の4					§165の2
審理・証言非公開			§22	§32	§11	§9		§294の3
専門家の意見照会			§22の2					§294
応急措置臨時措置				§29			老人福祉法§39の７ 児童福祉法§27	
身辺安全措置		§7	§20		§13	§6③		
出版物等からの保護		§8	§20	§18②			青少年性保護法§18④	
身元公開・私生活秘密侵害禁止			§21	§18① 秘密漏洩	§8 身元公開	§6③	青少年性保護法§18①-③	
被害者通知					§15			§259の2
記録閲覧・謄写								§294の4